

佐野市議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、佐野市議会議員政治倫理条例（令和5年佐野市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市と特別の関係にある法人等)

第2条 条例第4条第3号の市と議会告示で定める特別の関係にある法人等は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人佐野市社会福祉協議会
- (2) 公益社団法人佐野市シルバー人材センター
- (3) 一般社団法人佐野市観光協会

(市民審査請求代表者の証明)

第3条 条例第5条の規定により政治倫理基準の違反の存否に係る審査を請求しようとする代表者（本市の選挙人名簿に登録されている者の連署による場合の代表者に限る。以下「市民審査請求代表者」という。）は、佐野市議会議員政治倫理市民審査請求代表者証明書（別記様式第1号。以下「市民審査請求代表者証明書」という。）の交付を、議長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、佐野市議会議員政治倫理市民審査請求代表者証明書交付申請書（別記様式第2号）に佐野市議会議員政治倫理市民審査請求書（別記様式第3号。以下「市民審査請求書」という。）を添えて行わなければならない。

3 議長は、第1項の規定による申請があったときは、直ちに、佐野市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に市民審査請求代表者が本市の選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに市民審査請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

4 市民審査請求代表者証明書の交付を受けた市民審査請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の市民審査請求代表者が条例第9条第1項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の市民審査請求代表者は、当該市民審査請求代表者証明書を添えて、その旨を議

長に届け出て、当該市民審査請求代表者証明書に市民審査請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

5 選挙管理委員会は、市民審査請求代表者証明書の交付を受けた市民審査請求代表者が条例第9条第1項において準用する法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、その旨を議長に通知しなければならない。

6 議長は、第4項の規定による届出又は前項の規定による通知を受けた場合その他市民審査請求代表者が条例第9条第1項において準用する法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(選挙人名簿に登録されている者による署名の手續)

第4条 市民審査請求代表者は、佐野市議会議員政治倫理市民審査請求者署名簿（別記様式第4号。以下「市民審査請求者署名簿」という。）に市民審査請求書又はその写し及び市民審査請求代表者証明書又はその写しを付して、本市の選挙人名簿に登録されている者に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）を求めなければならない。

2 市民審査請求代表者は、本市の選挙人名簿に登録されている者に委任して、前項の規定により署名を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、市民審査請求書又はその写し及び市民審査請求代表者証明書又はその写し並びに署名を求めるための市民審査請求代表者の佐野市議会議員政治倫理市民審査請求署名収集委任状（別記様式第5号。以下「市民審査請求署名収集委任状」という。）を付した市民審査請求者署名簿を用いなければならない。

3 前2項の署名は、前条第3項の規定による告示があった日から1月以内でなければ求めることができない。ただし、条例第9条第1項において準用する法第74条第7項の規定により署名を求めることができないこととなったときは、同項の規定により署名を求めることができないこととなった期間を除き、前条第3項の規定による告示があった日から31日以内とする。

(署名簿の提出、審査及び却下)

第5条 市民審査請求代表者は、市民審査請求者署名簿に署名した者の数が本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1以上の数となったときは、前条第3項の規定による期間満了の日の翌日から5日以内に、市民審査請求者署名簿（市民審査請求者署名簿が2冊以上に分れているときは、これらを一括したもの）に佐野市議会議員政治倫理市民審査請求者署名簿署名証明申請書（別記様式第6号）を付し、議長を經由して選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受け、市民審査請求者署名簿の署名の有効又は無効を決定する場合において、同一人に係る2以上の有効署名があるときは、その一つを有効と決定しなければならない。

3 選挙管理委員会は、佐野市議会議員政治倫理市民審査請求署名審査録（別記様式第7号。以下「市民審査請求署名審査録」という。）を作成し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第、無効と決定した署名に係る決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、市民審査請求者署名簿の署名の効力が確定するまでの間、これを保存しなければならない。

4 選挙管理委員会は、市民審査請求者署名簿の提出が第1項に規定する期間を経過してなされたものであるときは、これを却下する。

（署名の取消し）

第6条 市民審査請求者署名簿に署名した者は、市民審査請求代表者が前条第1項の規定により市民審査請求者署名簿を選挙管理委員会に提出するまでの間は、市民審査請求代表者を通じて、当該署名簿の署名を取り消すことができる。

（署名者の総数及び有効数の告示）

第7条 選挙管理委員会は、条例第6条第1項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに、市民審査請求者署名簿に署名した者の総数及び有効署名の総数を告示しなければならない。

（署名の効力証明の修正）

第8条 選挙管理委員会は、条例第6条第4項の規定による証明の修正をするときは、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を市民審査請求者署名簿に付記し、及び市民審査請

求署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。

(署名簿返付の際の記載事項)

第9条 選挙管理委員会は、条例第6条第5項の規定により市民審査請求者署名簿を議長を経由して市民審査請求代表者に返付するときは、当該署名簿の末尾に署名した者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

(請求の期日及び添付書類)

第10条 条例第5条の規定による請求(本市の選挙人名簿に登録されている者の連署による場合に限る。)は、条例第6条第5項の規定による返付を受けた市民審査請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、市民審査請求代表者において不服がないときはその返付を受けた日又は市民審査請求代表者が行った審査の申立ての裁決若しくは訴訟の判決が確定したときはその効力の確定した日から5日以内に、市民審査請求書に佐野市議会議員政治倫理市民審査請求署名収集証明書(別記様式第8号。本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1以上の者の有効署名があることを証明する書面をいう。以下「市民審査請求署名収集証明書」という。)及び市民審査請求者署名簿を添えて、これをしなければならない。

2 市民審査請求署名収集証明書には、市民審査請求者署名簿の署名の効力の決定に関する裁決書又は判決書があるときは、これを添えなければならない。

(請求の却下及び補正)

第11条 議長は、前条第1項の請求があった場合において、市民審査請求者署名簿の有効署名の総数が本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1の数に達しないとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、これを却下する。

2 議長は、前条第1項の請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、3日以内の期限を付して市民審査請求代表者に補正させなければならない。

3 議長は、市民審査請求代表者が前項の期限内に補正しないときは、前条第1項の請求を却下する。

(請求を受理したときの通知及び告示)

第12条 議長は、第10条の規定による請求を受理したときは、直ちに、その旨を市民審査請求代表者に通知し、並びにその者の住所及び氏名並びに政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる内容を告示しなければならない。

(議員による署名の手続等)

第13条 議員が条例第5条の規定により政治倫理基準の違反の存否に係る審査を請求しようとするときは、その代表者(以下「議員審査請求代表者」という。)が佐野市議会議員政治倫理議員審査請求者署名簿(別記様式第9号。以下「議員審査請求者署名簿」という。)に佐野市議会議員政治倫理議員審査請求書(別記様式第10号。以下「議員審査請求書」という。)又はその写しを付して、議員に対し、署名を求めなければならない。

2 前項の署名は、議員審査請求者署名簿に最初に署名した議員の署名日から14日以内でなければ求めることができない。ただし、条例第9条第2項において準用する法第74条第7項の規定により署名を求めることができないこととなったときは、同項の規定により署名を求めることができないこととなった期間を除く。

3 議員審査請求代表者は、議員審査請求者署名簿に署名した議員の数が議員の定数の3分の1以上の数となったときは、前項の規定による期間満了の日の翌日から5日以内に、議員審査請求書に議員審査請求者署名簿を添えて、条例第5条の規定による請求(議員の連署による場合に限る。)をしなければならない。

4 議長は、前項の請求があった場合において、議員審査請求者署名簿の有効署名の総数が議員の定数の3分の1の数に達しないとき、又は同項に規定する期間を経過しているときは、これを却下する。

5 議長は、第3項の請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、3日以内の期限を付して議員審査請求代表者に補正させなければならない。

6 議長は、議員審査請求代表者が前項の期限内に補正しないときは、第3項の請求を却下する。

7 議長は、第3項の規定による請求を受理したときは、直ちに、その旨を議員審査請求代表者に通知し、並びにその者の氏名及び政治倫理基準に違

反する疑いがあると認められる内容を告示しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。